

「学校の適正規模および通学区域の設定について」

1. はじめに

本市をはじめ、近隣市においては高度経済成長期以降、全体的には少子化が進む中で児童生徒数の減少が続く一方、大規模開発等により、地域によっては学齢期の子どもが増加するようになった。

学校が過小規模化すると、体育や部活等での集団競技や音楽での合唱、合奏などの成立が難しくなったり、校外学習等での集団活動が図られなくなったり、あるいは、話し合い活動において意見の多様性に欠けたりといったデメリットがある。また、教員の配置数が少ないことによる弊害や、人間関係の問題等が発生した場合にクラス替えによる問題解消が難しい場合もある。

逆に、児童生徒数が増えると、過小規模の問題は解消され、大規模校のメリットが生まれるものの、大規模校ゆえの問題もある。特別教室の使用に調整が必要になるなどの制約が増えたり、運動会での種目が制限される他、児童生徒一人あたりの校庭面積が狭くなり、遊びが制限されるなどの弊害も考えられる。

2. 学校の適正規模について

国の定める学校の適正規模は、12学級以上18学級以下を標準。

【根拠法令】

- （学校教育法施行規則第41条）  
 「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」
- （学校教育法施行規則第79条）  
 「第41条の規定は、中学校に準用する。」

（小規模校の例／木更津市）

富岡小学校（平成25年5月1日現在）

富岡小学校	所在地	各学年の児童数						
	下郡 1886	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
5人		8人	13人	9人	8人	8人	51人	

東清小学校（平成25年5月1日現在）

東清小学校	所在地	各学年の児童数						
	菅生 114	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
4人		12人	9人	12人	8人	11人	56人	

(大規模校の例／船橋市)

葛飾小学校

児童数（平成 25 年 12 月 2 日現在）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
男子	107	120	139	107	138	128	9	748
女子	118	137	109	135	101	117	2	719
計	225	257	248	242	239	245	11	1467

学級数

1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計
7	8	7	7	7	7	2	45学級

本市においては、地域の実態に応じ、現在の各学校規模となっており、必ずしも一律に国の標準学級数を基準とした学校規模にしているわけではなく、あくまでも、法令をひとつの基準としつつ、市内各地域の実態や歴史、特色等によって成立している現在の学区域を守りながら、過大規模化の懸念がある学校については、当該校の通学区域の一部を変更するなど、隣接校との平準化を図る中で、学校の適正規模化に近づける対応をしている。

### 3. 通学区域の弾力化に関する事項

#### (1) 通学区域の制度と現状について

##### ①就学校の指定

就学校の指定は、学校教育法施行令第5条。同令第6条において準用規定において、『市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定する』こととされている。

##### ②通学区域

通学区域は、就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域を指している。この通学区域は、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

#### 【根拠法令】

##### ●学校教育法施行令第5条2項

「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合においては、当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」
--

※通学区域を定める際に考えられる主な留意点

- ・ 市内各地域の実情に応じた小中学校の児童数・学級数の平準化
- ・ 通学距離の考慮や通学路の安全等の確保
- ・ 地域社会の一体性や歴史的な経緯への配慮 等

本市では、以上のような点を勘案しながら小・中学校通学区域の指定を行い、現在の通学区域を形成するに至っている。

③学校選択制

学校教育法施行規則第32条第1項において市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。とされている。

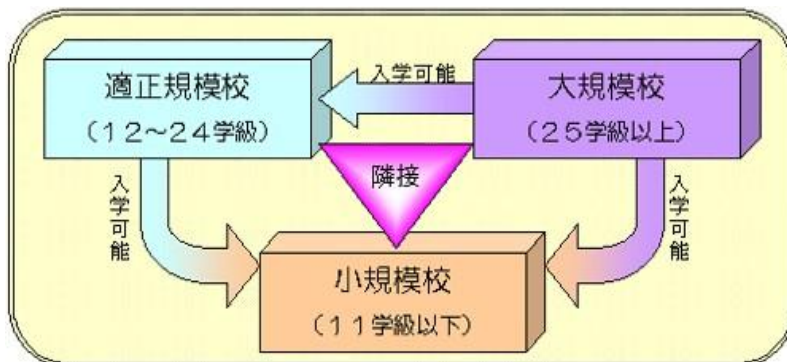
この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。

※学校選択制の形態分類

①自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
②ブロック 選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
③隣接区域 選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
④特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
⑤特定地域 選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
⑥その他	①～⑤以外のもの

注1) 本市では、これまでに地域の実情や保護者の意向を勘案する中で、③④を導入済。

注2) 他の自治体における隣接区域選択制の一例（宇都宮市 HP より抜粋）



(2) 本市の通学区域・・・資料1 資料2を参照

本市では、就学すべき学校を指定するため、原則、地理的要素等を勘案した中で、16小学校区を定めている。国通知「通学区域制度の弾力的運用について（平成9年1月）」を踏まえ、通学すべき学校の指定に関し、弾力化制度を導入。

大久保小・実籾小・大久保東小学校区において地理的要素や通学上の安全性、コミュニティ等、地域の実情や保護者の意向を勘案し、隣接小学校区への弾力化区域を設定するとともに、児童減少傾向を勘案する中で、市内全域から選択できる学校として向山小学校、秋津小学校を特認校としている。

(3) 通学区域の変更の際の留意点

通学区域の見直しを行う場合は、学校の収容力や地域の実態に配慮する中で進めていく必要があり、留意点は次のとおり。

ア) 適正配置への市民の共通理解

児童生徒数及び学級数の推計、学校規模の増減に伴う問題等について地域や保護者に情報提供を行い、住民の意見を聞きながら理解を得る。

イ) 通学距離・通学時間・通学安全

通学区域設定の上で適切な通学距離、通学時間に配慮するとともに、道路状況、交通量、踏み切りや危険箇所の横断等について考慮し、登下校時の通学安全の確保に努める。

ウ) 通学区域と地域とのまとまり

町内会、子ども会等はコミュニティ単位で活動することが多いため、これらの区域と通学区域との整合を考慮する。

以上、学校の適正規模化については、教育活動を展開する上で大変重要な問題であるとの認識を持っていることから、次年度以降、担当課において学校施設適正規模の検討を進めていく必要があると考えている。

併せて、通学区域について見直しをする必要がある学区についても、通学区域審議会等、諮問機関や有識者の意見を聞きながら、適宜検討していきたい。